(一) 景品関係

一、読売新聞平木インフォメーション・コミュニケーションこと後藤幸男に対する件

平成一〇年（排）第一号

排除命令

香川県木田郡三木町池戸三三九一番地一
読売新聞平木インフォメーション・コミュニケーションこと
後藤幸男

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　読売新聞平木インフォメーション・コミュニケーションこと後藤幸男は、同人が、平成九年八月六日から同月八日までの間に、香川県木田郡三木町の奥山及び小蓑の地域において、読売新聞を購読する者に対して、景品類として電子レンジ、布団乾燥機、ホットプレート、缶ビールセット等の物品を提供し、同新聞の購読の勧誘を行ったことが、景品表示法第三条の規定に基づく「新聞業における景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三九年公正取引委員会告示第一五号）第一項の規定に違反したものである旨及び今後このような行為を再び

行わない旨を、速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同人は、今後、新聞を購読する者に対して、景品類（「新聞業における景品類の提供に関する事項の制限」第一項各号に掲げるものを除く。）を提供してはならない。

三　同人は、第一項に基づいて行った公示について、速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　読売新聞平木インフォメーション・コミュニケーションこと後藤幸男（以下「平木インフォメーション・コミュニケーション」という。）は、肩書地に営業所を置き、日刊新聞の販売業を営む事業者であって、香川県木田郡三木町の地域において、読売新聞を販売している。

二　平木インフォメーション・コミュニケーションは、平成九年八月六日から同月八日までの間に、香川県木田郡三木町の奥山及び小蓑の地域において、いわゆる新聞の拡張員（新聞販売業者の依頼を受けて新聞購読の勧誘をする者）をして家庭を訪問させ、例えば、一二か月間読売新聞を購読する者に対して電子レンジ及び缶ビールセットを提供するなど、同新聞を購読する者に対して、景品類として電子レンジ、布団乾燥機、ホットプレート、缶ビールセット等の物品を提供し、同新聞の購読を勧誘を行っている。

三　新聞販売業者が新聞を購読する者に対して提供することができる景品類は、「新聞業における景品類の提供に関する事項の制限」第一項各号に掲げるものに限定されているところ、前記二の景品類の提供は、いずれもこの限度内のものとは認められないものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、平木インフォメーション・コミュニケーションの行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「新

開業における景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反するものである。

よって主文のとおり命令する。

平成一〇年一月三〇日

公正取引委員会

委員長　根來泰周

委員　植松敏

委員　柴田章平

委員　糸田省吾

委員　黒河内久美